

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【公開番号】特開2019-205498(P2019-205498A)

【公開日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-049

【出願番号】特願2018-101177(P2018-101177)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月6日(2021.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

第1面と第2面のうち前記第1面に複数の電子部品が実装されるとともに、前記第1面と前記第2面に配線パターンが形成された基板を備え、

前記複数の電子部品は、前記基板の前記第1面と前記第2面を貫通するスルーホールに端子を挿通させ、スルーホールと端子をハンダ付けすることで前記基板に固定され、

前記基板に、前記複数の電子部品のうち特定電子部品が固定される特定スルーホールが形成されており、

前記特定スルーホールは、前記第1面と前記第2面が導通せず、前記特定電子部品の端子が前記第2面からハンダ付けされたときにハンダが前記第1面に到達せず、

前記複数の電子部品は、複数の識別電子部品を含み、

前記複数の識別電子部品は、基板外部からの信号の入力に用いられる信号入力用の識別電子部品と基板外部への信号の出力に用いられる信号出力用の識別電子部品とを含んでおり、

前記複数の識別電子部品は、型式を示す文字情報が記されており、

前記信号入力用の識別電子部品と前記信号出力用の識別電子部品とは、前記文字情報の向きが異なるように、前記基板に実装されている、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

前記課題を解決するために、本発明の手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機であって、

第1面(実装面)と第2面(ハンダ面)のうち前記第1面(実装面)に複数の電子部品が実装されるとともに、前記第1面(実装面)と前記第2面(ハンダ面)に配線パターン

が形成された基板（遊技制御基板）を備え、

前記複数の電子部品は、前記基板の前記第1面（実装面）と前記第2面（ハンダ面）を貫通するスルーホールに端子を挿通させ、スルーホールと端子をハンダ付けすることで前記基板（遊技制御基板）に固定され、

前記基板（遊技制御基板）に、前記複数の電子部品のうち特定電子部品が固定される特定スルーホールが形成されており、

前記特定スルーホールは、前記第1面（実装面）と前記第2面（ハンダ面）が導通せず、前記特定電子部品の端子が前記第2面（ハンダ面）からハンダ付けされたときにハンダが前記第1面（実装面）に到達せず、

前記複数の電子部品は、複数の識別電子部品を含み、

前記複数の識別電子部品は、基板外部からの信号の入力に用いられる信号入力用の識別電子部品と基板外部への信号の出力に用いられる信号出力用の識別電子部品とを含んでおり、

前記複数の識別電子部品は、型式を示す文字情報が記されており、

前記信号入力用の識別電子部品と前記信号出力用の識別電子部品とは、前記文字情報の向きが異なるように、前記基板に実装されている、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、特定スルーホールは、第1面と第2面が導通せず、特定電子部品の端子が第2面からハンダ付けされたときにハンダが第1面に到達しないので、ハンダ付けした際に、ハンダが電子部品の実装される第1面側に上がりすぎて不具合の原因となることを防止できる。